

市民参加推進審議会の概要について

【設置の趣旨】春日部市市民参加推進条例 第 17 条

春日部市における市民参加を推進するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関として設置するもの

項目	条例※	内容
所掌事務	18 条	市の機関の諮問に応じ、春日部市における市民参加の推進に関する事項を調査審議し、必要と認める事項について審議し市の機関に意見を述べることができます。 具体的には、市の機関が行う市民参加手続や、市民参加推進事業について審議を行うものです。
委員の構成	19 条	審議会は、7 人以内をもって組織し、「知識及び経験を有する者」、「市内各種団体を代表する者」、「公募に応じた市民」により構成されます。
委員の任期	20 条	委員の任期は 2 年となります。このため、各委員の任期は令和 5 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日となります。また、補欠委員を選任した場合の任期は、前任者の残任期間となります。
会長及び副会長	21 条	審議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選によって選任されます。 会長は、審議会を代表し、全体を取りまとめるとともに議長となるものです。また、副会長は、会長を補佐し必要がある場合は、会長の職務を代理することになります。
会議	22 条	会議は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができません。また、議事は、出席委員の過半数で決することになります。
意見聴取等	23 条	審議会は、審議のため必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見や説明を聴くことや資料の提供を求めることができます。
庶務	24 条	市民生活部市民参加推進課が事務局として担当します。

※春日部市市民参加推進条例

春日部市市民参加推進審議会 審議事項一覧

年度	回	内 容
R5年度	②	【書面開催】 (1) 市民参加と協働指針の見直しについて
	①	(1) 市民活動センターの第三者評価について (2) 市民参加と協働指針の見直しについて
R4年度	②	(1) 市民活動センターの第三者評価について (2) 市民参加と協働指針の見直しについて
	①	中止
R3年度	②	【書面開催】 (1) 市民参加と協働指針の見直しについて意見聴取
	①	(1) 市民参加と協働指針の見直しについて
R2年度	②	(1) 令和3年度以降の市民活動センターの運営について (2) コロナ禍における市民活動支援について
	①	(1) 市民参加と協働の課題について
R元年度	②	(1) 令和2年度市民活動センター事業方針（案）について (2) 地域コミュニティとテーマコミュニティの連携について
	①	(1) 市民参加と協働の課題について
H30年度	②	(1) 市民参加手続の現状と今後について
	①	(1) 市民活動センターの運営について